

# 見守り 新鮮情報

クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて**利用明細**を見ると、先月3回に渡って、計**50万円**以上の**心当たりのない請求**が

あった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での**購入の履歴はない**と回答があった。

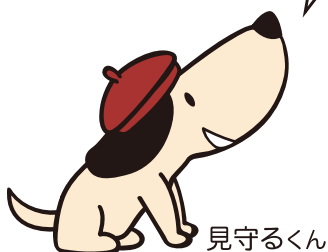
(70歳代 男性)



## 不正利用かも!? 利用明細は必ず確認

### ひとこと助言

すぐに連絡を



見守るくん

- 「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。
- 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

## 見守り 新鮮情報

突然、**警告**がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずに**プリペイド型電子マネー**で2万円を**支払え**」と指示された。すぐに



コンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。**再度**2万円分**購入**してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。

(60歳代 女性)

# 偽警告表示 プリペイド型電子マネーで 支払わせる手口に注意

## ひとこと 助言

番号を  
伝えないで



- プリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という。）での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。
- カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。
- セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。
- 対処に困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等（消費者ホットライン188）や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したり、IPAのホームページを参考にしたりしましょう。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 情報セキュリティ安心相談窓口

電話：03-5978-7509

受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00 土曜日・祝日・年末年始は除く

メールアドレス：anshin@ipa.go.jp

# 見守り 新鮮情報

スマホの**通信費**が前月より2万円ほど**高かった**ので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと

判明した。

数カ月前

に「**荷物**  
**を預かっている**」  
という**SMS**が届き、  
**URL**をタップした。  
そのときに不審な  
アプリをダウン  
ロードしてしまったの  
かもしれない。  
(70歳代 女性)

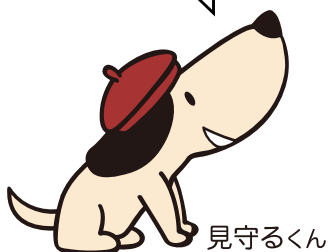


©Kurosaki Gen

## 宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで

### ひとこと助言

真偽を確認！



見守るくん

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り  
新鮮情報

# 百貨店をかたる 偽通販サイトに だまされないで



ネットで「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として**格安**で売り出される」という広告を見つけ、**通販サイト**にアクセスした。100万円以上もする腕時計が約3万円になっており、大手**百貨店**なので**信用**して注文した。その後、商品は**代金引換**で届き、宅配業者に代金を支払い受け取った。しかし、腕時計は動かず**偽物**だと分かった。  
(80歳代 男性)

## ひとこと助言

偽サイトに注意!



見守るくん

- 百貨店が、高級ブランド品を80~90%オフなどの大幅な割引価格で販売することは通常なく、偽通販サイトの可能性があります。価格に惑わされず、怪しい通販サイトにはアクセスしないことが大切です。
- 百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思わず、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。百貨店が注意喚起している場合もあります。
- 代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かって返金は困難です。支払い方法が代金引換のみの通販サイトには注意が必要です。注文後に偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り  
新鮮情報

# ネット広告で見た 不用品回収 10倍以上の料金に

ネットで「1.5トントラックに詰め放題  
**3万9800円**」という広告を見て、  
**不用品の回収**を申し込んだ。

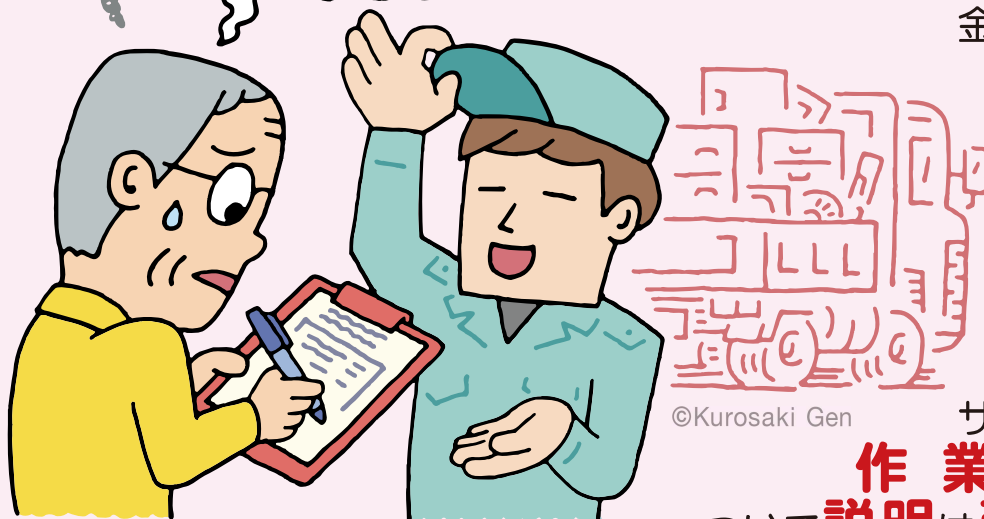
作業当日、詰め込み後に事業者から  
領収書へのサインを求められ、  
金額を確認すると  
約 **65万円**

だった。不用品を  
運び出して  
もらわないと  
困るので、  
やむを得ず

サインをしたが、

**作業前**に金額に  
ついて**説明は受けておらず**、  
支払いたくない。(70歳代 男性)

65万円!?



©Kurosaki Gen

## ひとこと助言

見積もりで  
確認!



見守るくん

- ネット広告やチラシに記載された料金の通りとは限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。
- 荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合がありますが、作業開始前に、支払う見込み額を確認することが大切です。
- 不用品の収集・運搬業は、市町村による「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。担当部署に問い合わせるとよいでしょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り  
新鮮情報

# ネットバンキング を悪用した 還付金詐欺に注意



©Kurosaki Gen

市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある**金融機関**を名乗った電話があり、**暗証番号**を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手に**インターネットバンキング**の申し込みがされていた。(60歳代 男性)

## ひとこと助言

「お金が返ってくる」は詐欺!



見守るくん

- 還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。
- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

# 見守り 新鮮情報

新聞の**折込広告**で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に**注文の電話**をした。その際「目に良いサプリメントの**サンプルを送る**」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、

拡大鏡が「プレゼント」、  
サプリメントが  
約3千円と記載  
されていた。その後  
**2カ月連続**、同じ  
サプリメントが**届いた**の  
で、おかしいと思い「明細  
書兼請求書」を改めて  
確認すると「**1年定期**」  
と記載があった。注文  
した覚えはない。

(80歳代)

サンプルじゃないの!?

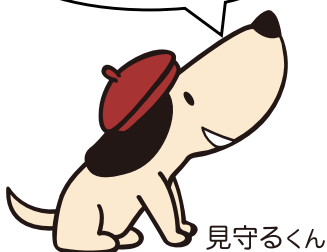


©Kurosaki Gen

## サンプルのはずが 意図せぬ定期購入に

### ひとこと助言

よく確認して



見守るくん

- 新聞広告の通販やテレビショッピングなどの電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。
- たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。
- 商品到着後は、明細書などで定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに、販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。